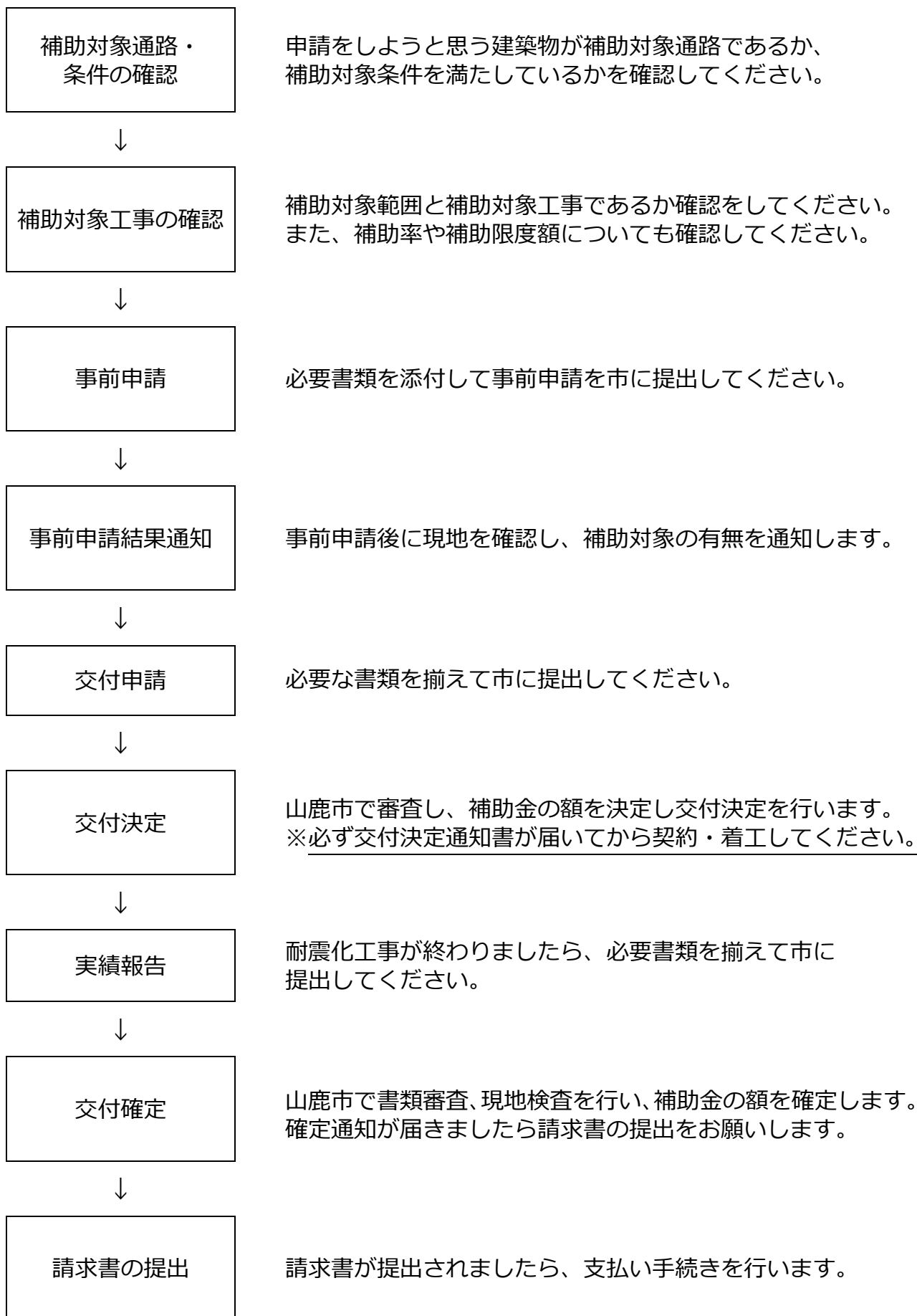


山鹿市フロック堀 耐震化等支援事業

山鹿市役所都市整備課

1. 山鹿市ブロック塀耐震化等支援事業の流れ



2. 補助対象条件

(1) 補助対象者

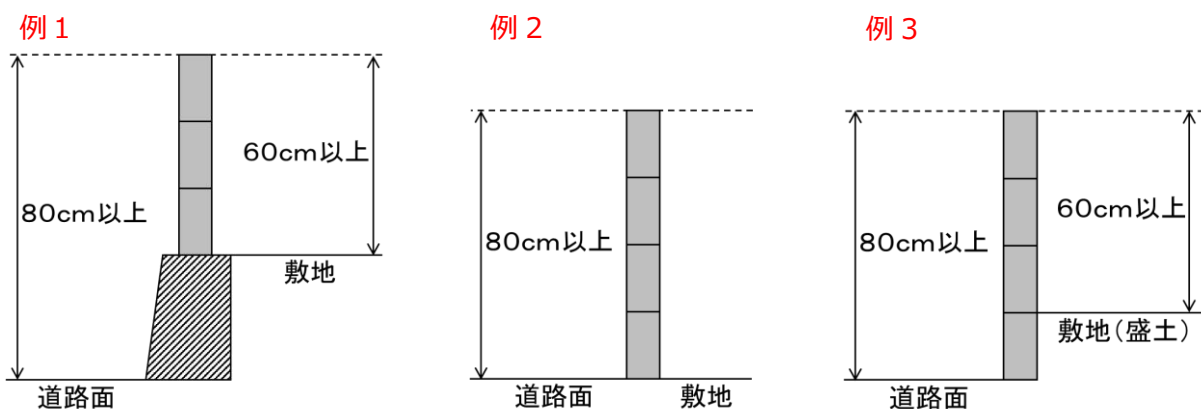
次の全てに該当する者

- 補助対象工事を行おうとする土地の所有者または占有者、占有予定者
※占有者、占有予定者の場合、所有者の同意が必要です
※所有者について、相続登記がされていない場合は補助対象者になれません
- 市税等の未納がない者
- 暴力団等に該当しない者

(2) 補助対象ブロック塀（危険なブロック塀等）

次の全てに該当するブロック塀等

- 一般の交通の用に供される道路に面したもの
※道路…国道、県道、市道、通学路、避難上必要な通路
都市計画区域内では、上記に加えて、建築基準法第42条（第1項第1号を除く）に規定する道路
※隣地との境界にある場合は対象外です
- 道路面からの基礎、擁壁等を含めた高さが80cm以上あるもの
- ブロック塀等自体の高さが60cm以上あるもの
- 地震発生時に転倒または倒壊により通行もしくは非難を妨げ
または危害を及ぼすおそれのあるもの



注意事項

- 補助対象の危険ブロック塀については、全撤去が原則です。
※部分的な撤去は補助の対象外です。
※ブロックが土留めになっている部分も撤去対象です。
- 道路に面した門柱は対象外です。
- 道路境界線から離隔距離があるブロック塀等（道路に接しておらず、少し私有地に入った位置にあるブロック塀等）については、離隔距離（L）が、ブロック塀の道路面からの高さ（H）よりも短い場合（ $L < H$ ）、補助対象となります。

(3) 補助対象工事

次のいずれかの工事が対象となります。

- ①危険なブロック塀等を解体する工事（解体のみ）
- ②危険なブロック塀等を解体後、新しい塀等を設置する工事(解体後、新設)

注意事項

- 危険なブロックが現存していることが補助対象の条件となります。
※申請時点で既に危険なブロック塀等を解体しており、
新しい塀等を設置する工事のみの場合は補助の対象となりません。
- 新設する塀等は基準を守ったブロック塀や金属製フェンス又は生垣等とする必要があります。

3. 補助率等

(1) 補助対象経費、補助率、補助限度額

①危険なブロック塀等を撤去する工事（解体）

補助対象経費	当該工事に要する費用。ただし、撤去する塀等の長さ1mにつき1万2千円を限度とする。
補助率	3分の2
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い方の額

②①の工事後に地震に対して安全な塀等を設置する工事（新設）

補助対象経費	当該工事に要する費用。ただし、撤去する塀等の長さ1mにつき1万5千円を限度とする。
補助率	3分の2
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い方の額

※工事に伴う諸経費、消費税は補助対象とします。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切捨てとなります。

例1) 8mのブロック塀を撤去のみする場合で、
補助対象経費が6万円だった場合の補助金の額
 $60,000 \text{円} / 8\text{m} = 7,500 \text{円}$
上限の12,000円未満なので7,500円/mを適用
 $8\text{m} \times 7,500 \text{円} / \text{m} \times 2/3 = 40,000 \text{円}$

例2) 10mのブロック塀を撤去のみする場合で、
補助対象経費が13万円だった場合の補助金の額
 $130,000 \text{円} / 10\text{m} = 13,000 \text{円}$
上限の12,000円/mを超えるため12,000円/mを適用
 $10\text{m} \times 12,000 \text{円} / \text{m} \times 2/3 = 80,000 \text{円}$

例 3) 27mのブロック塀を撤去し、30mの塀等を新設する場合で、
撤去の補助対象経費が 32 万円、
新設の補助対象経費が 74 万円だった場合の補助金の額

(撤去) $320,000 \text{ 円} / 27\text{m} = 11,851 \text{ 円}$ (少数第一位以下切り捨て)
上限の $12,000 \text{ 円} / \text{m}$ 未満であるため $11,851 \text{ 円} / \text{m}$ を適用
 $27\text{m} \times 11,851 \text{ 円} / \text{m} \times 2/3 = 213,318 \text{ 円}$
補助の上限額 $200,000 \text{ 円}$ を超えるため、上限の $200,000 \text{ 円}$

(新設) 撤去前のブロック塀の延長分のみ補助対象とするので、
 $740,000 \text{ 円} / 27\text{m} = 27,407 \text{ 円}$ (少数第一位以下切り捨て)
上限の $15,000 \text{ 円} / \text{m}$ を超えるため $15,000 \text{ 円} / \text{m}$ を適用
 $27\text{m} \times 15,000 \text{ 円} / \text{m} \times 2/3 = 270,000 \text{ 円}$
補助の上限額 $200,000 \text{ 円}$ を超えるため、上限の $200,000 \text{ 円}$

4. 事業の実施

(1) 事前申請

事前申請受付期間を一定期間設けますので、必要書類を揃えて事前申請を行ってください。

通 知 事前申請の協議結果通知は申請者の住所に郵送いたします。

期 間 市が事前申請を受けてから簡単な現地調査を行いますので、結果通知までおおよそ **2週間～4週間**の期間が必要となります。

事前申請に必要な書類一覧表

番号	名称	確認
-	山鹿市ブロック塀耐震化事業事前申請書 (様式第1号)	
1	ブロック塀の位置図	
2	補助対象工事を行う施工箇所の写真	
3	市長が必要と認める書類	

(2) 交付申請

事前申請の協議結果通知が届いたら、必要書類を揃えて交付申請を行ってください。

通 知 交付決定通知は申請者の住所に郵送いたします。

期 間 市が交付申請を受けてから審査を行いますので、交付決定までおおよそ**2週間**の期間が必要となります。

※書類等の不備がある場合はより時間がかかります。

注 意 交付決定を受けるまでは工事に着手してはいけません。**必ず、交付決定通知が届いてから着手してください。**

交付申請に必要な書類一覧表

番号	名称	確認
-	山鹿市ブロック塀耐震化事業申請書 (様式第2号)	
1	工程表	
2	補助対象工事の設計図書 (配置図、展開図、断面図、フェンスのカタログ等)	
3	補助対象工事の見積書の写し	
4	市税滞納有無調査承諾書又は市町村税納税証明書	
5	土地の納税通知書の写し	
6	土地の所有者の同意書 (補助対象者が建築物の所有者でない場合)	
7	市長が必要と認める書類 (誓約書等)	

(3) 実績報告

工事が完了したら、必要書類を揃えて実績報告を行ってください。

※工事完了後 30 日以内までに実績報告を行ってください。

通 知 交付確定通知は申請者の住所に郵送いたします。

期 間 市が実績報告を受けてから審査を行い、実際に現地で完了検査を行いますので、交付確定までおおよそ **1 週間～2 週間**の期間が必要となります。

※書類等の不備がある場合、完了検査の都合がつかない場合はより時間がかかります。

注 意 実績報告後、交付申請時に提出された設計図書を基に、本市職員による完了検査を行いますが、提出された設計図書と相違があった場合は、補助金の交付ができない場合があります。工事着手中、交付申請時の設計図書に変更が生じる場合には、必ず変更申請手続きを行ってください。

実績報告に必要な書類一覧表

番号	名称	確認
-	山鹿市ブロック塀耐震化事業実績報告書(様式第3号)	
1	決算書	
2	工事請負契約書の写し	
3	領収書の写し	
4	工事完成写真	
5	各工程の写真	
6	市長が必要と認める書類(実施工程表等)	

(4) 請求書の提出

交付確定通知が届いたら、請求書を提出してください。

通 知 補助金の振込をもって、事業は完了です。

期 間 市が請求書の提出を受けてから審査を行い、会計処理を行いますので、**2 週間～3 週間**の期間が必要となります。